

# 青森県報

第三百五十号

令和三年  
八月二十三日  
(月曜日)

## 目次

### 規則

○青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………(都市計画課) ……一

### 告示

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……一

### 公告

○都市計画公聴会の開催……………(都市計画課) ……二

○建設業者の許可の取消し……………(東青地域民局) ……七

○右 同……………(同) ……四

○右 同……………(同) ……七

○右 同……………(三八地域民局) ……八

○右 同……………(上北地域民局) ……八

### 出先機関

○土地改良区の定款変更の認可……………(三八地域民局) ……九

○右 同……………(同) ……九

○土地改良事業計画変更の認可……………(同) ……九

## 規則

青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十号

青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

青森県屋外広告物条例施行規則(昭和五十一年五月青森県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十五号様式中「㊦」を「㊧」に改め、同様式の注の1を削り、同注の2を同様式の注とする。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

青森県告示第五百五十六号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和三年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
下北郡東通村大字白糠字下馬坂五〇 西山 孝行	白糠区域及び小田野沢区域	小型定置漁業であつて、甲の地区及び
下北郡東通村大字白糠字向流七二 東田 加代子	白糠区域及び小田野沢区域	小型定置漁業であつて、甲の地区及び

下北郡東通村大字猿ヶ森字村中二六 橋本 喜一	猿ヶ森区域 猿ヶ森漁業協 同組合の地区	業協同組合の 地区
下北郡東通村大字猿ヶ森字尻労道五〇 川口 潔	同組合の地区	うち甲の地区 白糠漁業協 同組合の地区
上北郡東北町旭北二丁目三二の一三三 沼尾 栄一	小川原湖区域 小川原湖漁業 同組合の地区	底建網漁業
上北郡東北町字横志多二五 鶴ヶ崎 博文	未滿の漁船によ り行う船びき網 漁業	総トン数十トン

# 公 告

## 都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により野辺地都市計  
画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催する  
ので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第  
二項の規定により公告する。

### 野辺地都市計画道路の変更（青森県決定）

都市計画道路1・3・1号有戸鳥井平一ノ渡線を次のように変更する。

種別	名称		位置		区域	構 造			備 考	
	番号	路線名	起 点	終 点		主 要 な 道 路	構造形式	車線の数		幅員
自動車専用	1・3・1	有戸鳥井平一ノ渡線	野辺地町 字有戸鳥井平	東北町 湯田平	野辺地町 字寺ノ沢 東北町 山添	約7,480m	嵩上式	4車線	23.5m	JR東北本線と立体交差 1箇所 幹線街路と立体交差 1箇所
		構造形式の内訳	野辺地町 字有戸鳥井平	東北町 山添		約7,110m	嵩上式	4車線	23.5m	

令和三年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 開催の日時  
令和三年九月二十一日 午前十時三十分から
- 開催の場所  
野辺地町中央公民館 ホール 上北郡野辺地町野辺地一の一五  
三 案件
- 野辺地都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）  
公述の申出等
- 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。
- 公聴会に出席して意見を述べることが出来る者は、野辺地町の区域内に住所を有する者とする。
- 書面の提出期限  
令和三年九月十三日までに到着のこと。
- 書面の提出先  
青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一  
野辺地町建設水道課 上北郡野辺地町字野辺地二二三の一
- 公述人の選定  
書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。
- 都市計画変更案の概要

道 路

<p>東北町山添</p>	<p>東北町湯田平</p>	<p>約370m</p>	<p>掘割式</p>	<p>4車線</p>	<p>23.5m</p>	<p>起点方向出入都市計画道路3号へ接続 終点方向出入都市計画道路3・3・1号へ接続</p>
<p>なお、野辺地町宇戸島井平地内に出口1箇所・入口1箇所、東北町山添地内に出口1箇所・入口1箇所を設ける。</p>						

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

- 1 閲覧場所
  - 青森県国土整備部都市計画課
  - 野辺地町建設水道課
- 2 閲覧期間
  - 令和三年八月三十日から同年九月十三日まで
- 3 閲覧時間
  - 午前八時三十分から午後五時まで

別記様式

公 述 申 出 書

野辺地都市計画道路に関する都市計画の変更案について、次のとおり公聴会に出席して意見を述べたいので申し上げます。

令和 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

公述申出人

住 所  
氏 名

意見の要旨及びその理由

④

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により東北都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催する。青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

令和三年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

（東北町）令和三年九月二十一日 午後一時三十分から  
（七戸町）令和三年九月二十一日 午後三時三十分から

二 開催の場所

（東北町）東北町役場本庁舎 三階大会議室  
上北郡東北町上北南四丁目三二の四八四  
（七戸町）七戸町中央公民館 大ホール  
上北郡七戸町字森ノ上二一〇

三 案件

東北都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

- 1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。
- 2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、東北町及び七戸町の区域内に住所を有する者とする。
- 3 書面の提出期限  
令和三年九月十三日までに到着のこと。
- 4 書面の提出先  
青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一  
東北町企画課 上北郡東北町上北南四丁目三二の四八四

5 七戸町建設課 上北郡七戸町字七戸三二一の二  
公述人の選定

五 書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。  
都市計画変更案の概要

東北都市計画道路の変更 (青森県決定)

都市計画道路 1・5・1号後平湯田平線を次のように追加する。

種別	名称		位置		主 な 区 間 の 地 名	区 域 延 長	構 造 形 式	構 造		備 考					
	番号	路線名	起 点	終 点				車 線 の 数	幅 員		地 表 式 の 区 間 に お け る 地 鉄 道 等 と の 交 差 の 構 造				
自 動 車 専 用 道 路	1・5・1	後平 湯田平線	七戸町 字後平	七戸町 字柳平	七戸町 平 字 善 提 木 頭 東 北 町 湯 田 平 東 北 町 家 ノ 下 タ 板 橋 山 添	約6,500m	嵩上式	2車線	13.5m						
			七戸町 字柳平	七戸町 字柳平								約720m	嵩上式	4車線	23.5m ~ 22.0m
			七戸町 字柳平	七戸町 字柳平								約230m	嵩上式	2車線	13.5m
			七戸町 字柳平	七戸町 字柳平								約190m	地表式	2車線	13.5m
			七戸町 字善提木	七戸町 字善提木								約460m	嵩上式	2車線	13.5m
			七戸町 字善提木	七戸町 字善提木								約480m	掘割式	2車線	13.5m
			七戸町 字善提木	七戸町 字善提木								約400m	嵩上式	2車線	13.5m
			七戸町 字尾山頭	七戸町 字尾山頭								約640m	掘割式	2車線	13.5m
			東北町 家ノ下 川	東北町 家ノ下 タ								約230m	地表式	2車線	13.5m
			東北町 家ノ下 タ	東北町 家ノ下 タ								約1,450m	掘割式	2車線	13.5m
			東北町 板橋山	東北町 板橋山								約1,060m	嵩上式	2車線	13.5m

なお、七戸町字後平地内に出口1箇所・入口1箇所を設ける（終点方向への入口、起点方向への出口）、七戸町字柳平地内に出口1箇所・入口1箇所を設ける。						
東北町 山添	東北町 湯田平		約640m	掘割式	4車線	13.5m ～ 23.5m

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県土整備部都市計画課

東北町企画課

七戸町建設課

2 閲覧期間

令和三年八月三十日から同年九月十三日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

別記様式

公 述 申 出 書

東北都市計画道路に関する都市計画の変更案について、次のとおり公聴会に出席して意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

公述申出人

住 所  
氏 名

意見の要旨及びその理由

⑤

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社中谷土建
- 二 代表者の氏名 中谷静夫
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字新城字平岡二一の二〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一ニ）第一〇五五七号
- 五 取消年月日 令和三年七月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和三年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 青匠建設株式会社
- 二 代表者の氏名 奈良一男
- 三 主たる営業所の所在地 青森市はまなす二丁目八の一七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一ニ八）第一〇〇八三六号

五 取消年月日 令和三年七月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年五月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 青匠建設株式会社

二 代表者の氏名 奈良一男

三 主たる営業所の所在地 青森市はまなす二丁目八の一七

四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第一〇〇八三六号

五 取消年月日 令和三年七月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年五月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社テクノル

二 代表者の氏名 千葉哲也

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字廿三日町二

四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第一五五七〇号

五 取消年月日 令和三年七月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社山崎建設

二 代表者の氏名 山崎和幸

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字北平一四六の一

四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第一五五七四号

五 取消年月日 令和三年七月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、名川土地改良区の定款の変更を令和三年八月十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年八月二十三日

三八地域県民局長 船 水 浩 人

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、浅水七崎土地改良区の定款の変更を令和三年八月十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年八月二十三日

三八地域県民局長 船 水 浩 人

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、名川土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を令和三年八月十日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

令和三年八月二十三日

三八地域県民局長 船 水 浩 人

事業名 維持管理

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一  
番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円